

広報としま

平成2年 6/5

(1990年) No.780

発行: 東京都豊島区 編集: 企画部広報課 〒170 豊島区東池袋1-18-1 ☎981-1111 <毎月5・15・25日発行>

【非課税限度額の引上げ】

- (1) 均等割 所得金額×本人、控除対象配偶者および扶養親族の合計数
- (2) 所得割 所得金額×本人、控除対象配偶者および扶養親族の合計数+9万円
- ③ 9万円は、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合は加算される。

【所得控除の引上げ】

年齢別控除額		年齢別控除額	
* 基本控除額	28	30	
* 配偶者控除額	一般	28	30
	老人扶養配偶者	29	35
	同居特別障害者	36	44
* 扶養控除額	一般	28	30
	老人扶養親族	29	35
	同居特別障害者	36	44
	同居老人扶養親族等	33	42
・年齢16歳以上23歳未満の扶養親族については、一般の扶養控除に加えて35万円の控除を適用することができる。			
* 配偶者特別控除	最高限度額	14	30
・合計所得金額が1,000万円(改正前800万円)以下の者に適用する。			
・控除額を配偶者の合計所得金額に応じて5万円単位(改正前1万円)で減額する。			
・その他の人の扶養控除	・障害者控除	24	26
・寡婦(寡夫)控除	24	26	
・特別障害者控除	26	28	
・勤労学生控除額	24	26	
* 配偶者控除又は扶養控除の適用対象者の所得要件	・勤労性所得	33以下	35以下
・貢献性所得	10以下	(第2の着用範囲)	
* 白色事業者専従者控除額	・配偶者	60	80
	・配偶者以外	45	47

【資産所得の合算課税】

【有価証券譲渡益課税】

(平成元年4月1日以降の株式等の譲渡益から適用)
* 株式等の譲渡益について、所得税において源泉分離課税をした場合を除き一律分離により課税する。
税率4% (個人税2%)

* 公開前に取得した株式等を公開後1年内に譲渡する場合
・公開時の所有期間3年以下 譲渡益全額が課税対象となる。
・公開時の所有期間3年超 譲渡益の1/2が課税対象となる。

【寝たきり老人等に係る扶養控除額等の引上げ】

控除額		72	91
・扶養控除額	30	30	
・扶養控除の老人割増	5万円通用無	5万円通用有	
・同居老人扶養親族加算	7万円通用無	7万円通用有	
・同居特別障害者加算	14	21	
・特別障害者控除	28	28	

【寡婦控除額の削減】

* 一定の要件に該当する寡婦控除額

26 30

【寄附金控除の創設】

* 寄附義務者の住所地の都道府県共同募金会に対して10万円超の寄附を行った場合に、当該超える金額を控除する。

【給与所得控除の最低控除額の引上げ】

控除額		57	65
* 給与所得控除の最低控除額	57	65	

平成2年度特別区民税・都民税



7月2日です
一期分の納期は

「まことにした区政の実現を」

ウイロードは自転車を
降りて通行しましょう。

サイクリストは「歩道通行止」によつ
て歩道を通行する際は、歩行者を避けて左側通行を心がけましょう。
また、歩行者を左側通行する際は、自転車を右側通行を心がけましょう。

資源保護のため、再生紙を使用しています。

2期・3期・4期分をまとめて
「定期分納付書」で納めていただきます。
4期分の税額25万円を上
限とし、25万円を超える
部分については計算され
ません。つまり、報奨金
の最高限度額は2万5千
円となります。

△報奨金の計算方法: 下
式のとおり。ただし、第

4期分の税額25万円を上
限とし、25万円を超える

部分については計算され
ません。つまり、報奨金
の最高限度額は2万5千
円となります。

△報奨金の計算方法: 下
式のとおり。ただし、第

4期分の税額25万円を上
限とし、25万円を超える

部分については計算され
ません。つまり、報奨金
の最高限度額は2万5千
円となります。

△報奨金の計算方法: 下
式のとおり。ただし、第

4期分の税額25万円を上
限とし、25万円を超える

部分については計算され
ません。つまり、報奨金
の最高限度額は2万5千
円となります。

△報奨金の計算方法: 下
式のとおり。ただし、第

4期分の税額25万円を上
限とし、25万円を超える

部分については計算され
ません。つまり、報奨金
の最高限度額は2万5千
円となります。

△報奨金の計算方法: 下
式のとおり。ただし、第

4期分の税額25万円を上
限とし、25万円を超える

部分については計算され
ません。つまり、報奨金
の最高限度額は2万5千
円となります。

△報奨金の計算方法: 下
式のとおり。ただし、第

4期分の税額25万円を上
限とし、25万円を超える

部分については計算され
ません。つまり、報奨金
の最高限度額は2万5千
円となります。

△報奨金の計算方法: 下
式のとおり。ただし、第

4期分の税額25万円を上
限とし、25万円を超える

部分については計算され
ません。つまり、報奨金
の最高限度額は2万5千
円となります。

△報奨金の計算方法: 下
式のとおり。ただし、第

4期分の税額25万円を上
限とし、25万円を超える

部分については計算され
ません。つまり、報奨金
の最高限度額は2万5千
円となります。

△報奨金の計算方法: 下
式のとおり。ただし、第

4期分の税額25万円を上
限とし、25万円を超える

部分については計算され
ません。つまり、報奨金
の最高限度額は2万5千
円となります。

△報奨金の計算方法: 下
式のとおり。ただし、第

4期分の税額25万円を上
限とし、25万円を超える

部分については計算され
ません。つまり、報奨金
の最高限度額は2万5千
円となります。

△報奨金の計算方法: 下
式のとおり。ただし、第

4期分の税額25万円を上
限とし、25万円を超える

部分については計算され
ません。つまり、報奨金
の最高限度額は2万5千
円となります。

△報奨金の計算方法: 下
式のとおり。ただし、第

4期分の税額25万円を上
限とし、25万円を超える

部分については計算され
ません。つまり、報奨金
の最高限度額は2万5千
円となります。

△報奨金の計算方法: 下
式のとおり。ただし、第

4期分の税額25万円を上
限とし、25万円を超える

部分については計算され
ません。つまり、報奨金
の最高限度額は2万5千
円となります。

△報奨金の計算方法: 下
式のとおり。ただし、第

4期分の税額25万円を上
限とし、25万円を超える

部分については計算され
ません。つまり、報奨金
の最高限度額は2万5千
円となります。

△報奨金の計算方法: 下
式のとおり。ただし、第

4期分の税額25万円を上
限とし、25万円を超える

部分については計算され
ません。つまり、報奨金
の最高限度額は2万5千
円となります。

△報奨金の計算方法: 下
式のとおり。ただし、第

4期分の税額25万円を上
限とし、25万円を超える

部分については計算され
ません。つまり、報奨金
の最高限度額は2万5千
円となります。

△報奨金の計算方法: 下
式のとおり。ただし、第

4期分の税額25万円を上
限とし、25万円を超える

部分については計算され
ません。つまり、報奨金
の最高限度額は2万5千
円となります。

△報奨金の計算方法: 下
式のとおり。ただし、第

4期分の税額25万円を上
限とし、25万円を超える

部分については計算され
ません。つまり、報奨金
の最高限度額は2万5千
円となります。

△報奨金の計算方法: 下
式のとおり。ただし、第

4期分の税額25万円を上
限とし、25万円を超える

部分については計算され
ません。つまり、報奨金
の最高限度額は2万5千
円となります。

△報奨金の計算方法: 下
式のとおり。ただし、第

4期分の税額25万円を上
限とし、25万円を超える

部分については計算され
ません。つまり、報奨金
の最高限度額は2万5千
円となります。

△報奨金の計算方法: 下
式のとおり。ただし、第

4期分の税額25万円を上
限とし、25万円を超える

部分については計算され
ません。つまり、報奨金
の最高限度額は2万5千
円となります。

△報奨金の計算方法: 下
式のとおり。ただし、第

4期分の税額25万円を上
限とし、25万円を超える

部分については計算され
ません。つまり、報奨金
の最高限度額は2万5千
円となります。

△報奨金の計算方法: 下
式のとおり。ただし、第

4期分の税額25万円を上
限とし、25万円を超える

部分については計算され
ません。つまり、報奨金
の最高限度額は2万5千
円となります。

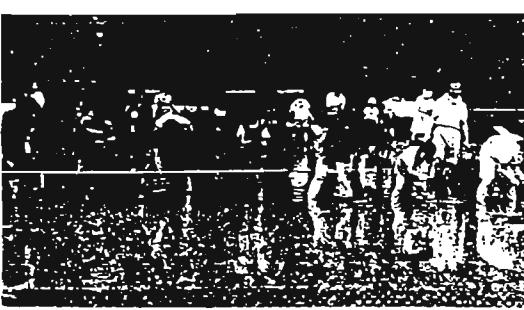
△報奨金の計算方法: 下
式のとおり。ただし、第

4期分の税額25万円を上
限とし、25万円を超える

部分については計算され
ません。つまり、報奨金
の最高限度額は2万5千
円となります。

△報奨金の計算方法: 下
式のとおり。ただし、第

子育てチャレンジ 稲作



毎日食べているお米を実際に作ってみませんか。田植えを親子で体験しながら、初夏の一日

を楽しく過ごしましょう。

6月24日(日) (雨天決行) 年前8時30分~午後4時 埼玉県熊谷市◇交通機関:バス名(申込み多数の場合は抽選)

◇申込み:必ず親子で申込でください。(親一人、お子さんは小学校2~6年生に限ります)。

往復はがきに、親子の氏名・住所・電話番号・年齢(学年)・性別を記入のうえ、6月10日(日)(当月消印有効)までに「〒170豊島区北大塚1の15の10月16日(土)午後2時から当センターへ」で行います。詳細:消費生活セントター☎940・6831

7月11日(木) 午前9時

7月11日(木) 午後1時

7月12日(木) 午前9時

7月13日(金) 午前9時

7月20日(金) 午前9時

7月24日(火) 午前10時

